

(一社)奈良県サッカー協会 第4種委員会 内規

1. チーム及び個人の大会(公式戦)出場への資格について

- ① 大会に出場するチームは、活動拠点ブロックを1ヶ所とする、またブロック間を越えて活動する場合は、当該ブロックの承諾を得、(一社)奈良県サッカー協会第4種委員会(以下、委員会という。)に承認されなければならない。
- ② 大会に出場を希望するチームは、委員会に事前届け出をして、WEB 申請を期日までに行い、委員会に承認されなければならない。
- ③ 合併吸収等により、大会に出場するチームは、委員会に届け出を行い、当該ブロックの承諾を受け、委員会で承認されなければならない。
- ④ 奈良県内外を問わず同一大会の予選会等において、他チームにてエントリーされていた選手は移籍等での同一大会(本大会・予選を含む)へのエントリーはできない。

2. ブロックの活動について

- ① 各ブロック主催の大会要項及び行事については、各ブロックに一任する。
- ② 各ブロックでの大会及び協会行事には、参加協力すること。

3. 大会運営等について

A 試合方式

- ① ノックアウト方式及びリーグ戦方式とする。
- ② 大会試合時間は各大会要項の記載事項に従う。
- ③ 競技会規定として勝者を決定する必要がある場合は、ペナルティーキック方式で勝者を決定する。
- ④ 決勝戦については、5分ハーフの延長戦をする。それでも勝敗が決しない場合はペナルティーキック方式で勝者を決定する。
- ⑤ 試合球は、日本サッカー協会検定球4号球を使用する。
- ⑥ 雷等により試合継続が不可能と判断された場合は、サスペンデッドゲームとし、後日試合を中断する前の状態から再開する。したがって、両チームの出場メンバーは原則として変更することができない。ただし、中断前の試合で出場していた選手が続行試合当日に怪我や疾病などを理由に出場できない場合など、不可抗力による選手交代は交代メンバーの中で認められる。

B 参加資格

- ① ベンチ入りメンバーの人数制限については、大会参加申込書の8～16名までの選手とチーム役員3名までとする。
その際、ベンチ入りしたチーム役員は、同一チームであっても他の大会参加チームのベンチに入ることは出来ない。
- ② メンバーチェック時(試合開始30分前もしくは、前の試合のハーフタイム終了後)には大会

エントリー選手の登録選手一覧（顔写真付きのもの）を持参しメンバーチェックを受ける。

- ③ 登録選手一覧により確認できない場合は出場ができないが、確認でき次第出場を随時認める。
- ④ 遅れてくる選手は、メンバーチェックが済み次第、審判の許可を得て試合に出場できる。
- ⑤ 試合開始30分前までに、参加申込書兼メンバー表のコピーを2部、本部に提出する。
その際、スターティングメンバーの背番号に○印を付ける。
- ⑥ 試合開始時に選手が所定の人数に達しないと失格とし、得点を0対3の敗戦扱いとする。
ただし、当該チームにとって、結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。
- ⑦ 選手交代は、エントリー選手内で自由な交代ができる。
飲水タイム及び「クーリング」ブレイク中での選手交代は、可能だが交代ゾーンにて行う。
ゴールキーパーの交代は、ボールがアウトオブプレーになった時に、主審に通知し、主審の承認を得て交代を行う。交代ゴールキーパーは近くから退く。
- ⑧ 登録選手に不都合がおき、試合に出場出来ない場合は、出場資格を有する日本協会登録選手であれば、大会の出場を認める。但し4名迄とする。

C 服装

- ① ユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びソックスの3点を総称したものをいう。
選手固有の背番号（1～99）のついた統一されたものであること。協会登録選手が100名を超えた場合は3桁背番号も可能とする。
- ② シャツには、チーム識別標章及び選手番号を必ず表示しなければならない。
- ③ シャツの前面には必ずしも選手番号は付けなくともよいが、付けることを推奨する。
- ④ ユニフォームは2色以上用意し、1色は白色であることが望ましい。
- ⑤ ゴールキーパーのユニフォームは、フィールドプレーヤーと異なる色にすること。尚、ビブスは認めない。
- ⑥ ゴールキーパーは登録しているショーツ・ソックスの他、自チームのフィールドプレーヤーで登録出場しているショーツ・ソックスの着用を認める。
- ⑦ フィールドプレーヤーがゴールキーパーをする場合、選手固有の背番号のゴールキーパーシャツ(登録しているシャツ)を着用しなければならない。
- ⑧ ゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして出場する場合は、シャツ・ショーツ・ソックスはフィールドプレーヤー登録の物を着用しなければならない。
- ⑨ ゴールキーパー登録選手がケガ及び病気等で出場できなく、他にゴールキーパー登録選手がいない場合は、ゴールキーパーをするフィールドプレーヤーは出場できないゴールキーパー登録選手のユニフォーム着用を認める。
- ⑩ ユニフォームに広告を掲示するチームはユニフォーム広告掲示申請書（（公財）日本サッカー協会承認済）及び申請時の添付書類の写しを、各種大会に使用するまでに委員会に提出すること。
- ⑪ 相手チームとユニフォームが同色の場合は、両チーム協議及びトスで決定する。
- ⑫ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。尚、医療関係等の装備は除くが、色は黒色系を推奨する。

- ⑬ アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- ⑭ アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- ⑮ 試合決定時のペナルティーキック方式時に、フィールドプレーヤーがゴールキーパーを行う場合、そのユニフォームでのプレーが可能である。
- ⑯ キャプテンアームバンドの着用については任意とする。

D 棄権

- ① 各種大会申し込み後は、原則として棄権することはできない。
- ② 万一棄権しなければならない場合は、第4種委員長にその申しを伝え、大会日より5日前までに記録の残る通信機器にて委員会まで報告しなければならない。
その後の処分については、規律裁定委員会で協議し、決定する。
- ③ 棄権した場合でも、必要に応じて審判員等を派遣し、大会運営に協力しなければならない。

E 審判

- ① 第4種サッカーの指導、普及活動の中で審判レベルの強化を図るべく、県審判委員会、第4種審判委員会及び大会参加チーム所属の登録審判員によつての相互審判制とする。
審判とは、主審・副審・第4の審判員・補助審判員を指す。
- ② 大会においては、審判員の判定に従い、違反したチームは、規律裁定委員会で処分を協議し、決定する。
- ③ 審判を務める時は、必ず審判服及びショーツ、ソックス及びワッペン（リスペクトワッペン含む）を着用装備しなければならない。
- ④ 電子ホイッスルの使用はみとめない。

F 反則退場等の処分

- ① 本大会期間中、参加チームの選手の退場及びチーム役員が退場させられた場合は、審判報告書及び試合記録報告書を元に委員会で処分(最低1試合の出場停止)を課す。
但し、選手の処分について次大会に持ち越す場合は規律裁定委員会で協議し、決定する。

G その他

- ① 大会会場において、鳴り物（ラッパ、メガホン、太鼓等）の使用は観客席のみとする。
- ② 各チームは各会場遵守事項を関係者全員に周知する。
- ③ 試合中のベンチ外でのサイドコーチは禁止する。
大会当日のベンチの位置は、本部席がゴールの後方にある場合は、手前側が組み合わせ表のチームNo.の小さい方のチームとする。また、本部席がコート中央付近にある場合は、本部席から見て、左側が組み合わせ表のチームNo.の小さい方のチームとする。
また、試合前のコート内でのアップはベンチサイドで行うこと。
- ④ 同一登録チームで2チーム以上が、大会に参加する場合のチーム名標記は、1番目のチームを登録名で、(A標記はしない) 2番目以下は登録名の後にB・C…と標記をする。
- ⑤ 抽選会への参加は、スタッフ2名迄とする。

- ⑥ 原則として、学校行事及び協会行事等が理由での大会期間中のエントリー変更は認める。
但し、抽選会時迄に委員会に申請しなければならない。
- ⑦ 年度途中でチームの強化を目的とした選手の引き抜きや連合と認められた場合の移籍選手は大会出場を認めることはできない。
- ⑧ 各種問題が生じた場合は、委員会にて検討し、しかるべき措置をとる。
- ⑨ 各種大会については、この内規に沿って開催する以外は、それぞれの大会要項による。

4. その他

- ① 第4種の各ブロックで諸問題が生じた場合は、各ブロックで協議し、そのブロックの登録チーム数の3分の2以上の賛成を得て議決し、その内容を委員長に報告することとする。
各ブロックの議決や委員長への報告なく諸活動をした場合処分を検討する。
- ② 登録チームは、県及び当該ブロックの運営(トレセン及び各ブロックが実施する事業を含む)に協力しなければならない。
- ③ この内規施行に必要な細則は、委員会の議決を経て、これを定める。

5. 附則

- ① (一社)奈良県サッカー協会第4種の事業年度は、毎年4月1日において始まり翌年3月31日に終わる。
- ② この内規を変更しようとするときは、委員会に出席した委員の3分の2以上の議決を経なければならない。(出席には委任状も含む)

- ・この内規は、2005年4月1日から施行する。
- ・この内規は、2008年4月1日から施行する。
- ・この内規は、2008年12月8日から施行する。
- ・この内規は、2010年2月7日から施行する。
- ・この内規は、2010年10月4日から施行する。
- ・この内規は、2011年1月24日から施行する。
- ・この内規は、2012年3月4日から施行する。
- ・この内規は、2013年3月14日から施行する。
- ・この内規は、2013年9月23日から施行する。
- ・この内規は、2015年1月25日から施行する。
- ・この内規は、2015年4月19日から施行する。
- ・この内規は、2019年3月18日から施行する。
- ・この内規は、2020年3月15日から施行する。
- ・この内規は、2021年2月21日から施行する。
- ・この内規は、2023年4月16日から施行する。
- ・この内規は、2025年3月9日から施行する。